

オンライン電子納品実施要領

1 趣旨

この要領は、電子成果データの流通・活用推進の取組の一環として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）ことについて必要な事項を定めたものである。

2 対象

山口県土木建築部が発注する工事及び工事に係る設計等業務を対象とし、ICT 活用工事、重要構造物の工事及び土木工事に係る業務（用地補償を除く）については、必須とする。また、重要構造物以外の工事及びその他業務についても、受注者から利用の申し出があった場合、オンライン電子納品を実施できるものとする。

重要構造物：橋梁（溝橋含む）、トンネル、横断歩道橋、大型カルバート、地下道、シェッド、門型標識

3 適用

原則として、山口県が定める要領等に基づく電子媒体による電子納品に替えて、オンライン電子納品を実施するものとする。

4 電子成果品の作成

電子成果品は、従来の電子媒体による電子成果品と同様に作成するものとする。

5 利用システム

オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

システム名：My City Construction

URL：<https://mycityconstruction.jp/>

6 実施手順

オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

（1）事前協議

受注者はオンライン電子納品を実施する場合には電子納品協議書に必要事項を記載し提出すること。

（2）ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 検査

検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品で実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか打合せをする。

(5) 登録内容確認及び承認

発注者は、検査後に登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

7 データの取扱い

オンライン電子納品の電子成果品については、原則「非公開」の設定を基本とする。ただし、成果品に、3次元点群データ(LAS形式等)又は3次元設計データ(XML形式)が含まれる場合(営繕系工事及び営繕系工事に係る業務を除く)は、そのデータのみ原則「公開」すること。

8 積算の取扱い

土木工事及び土木工事に係る設計等業務については、「電子成果品作成費」又は「技術管理費の電子納品等に要する費用」に含まれるものとし、営繕系工事及び営繕系工事に係る業務は、「共通費」又は「諸経費」に含まれるものとする。

9 電子成果の取扱い

オンライン電子納品の電子成果は、オンライン電子納品システムを電磁的記録の媒体とする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。